

仕 様 書

仕 様 書 番 号	4 6
仕様書作成年月日	令和8年6月10日
調 達 要 求 番 号	6NM51A00068
担 当 部 隊	霞目駐屯地業務隊管理科
品 名	128号建物排水配管補修
数 量 (単 位)	1 (S T)

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊霞目駐屯地において実施する「128号建物排水配管補修」について適用する。

2 実施場所

仙台市若林区霞目1-1-1 陸上自衛隊霞目駐屯地

3 補修内容

排水配管補修を実施する。なお内容は下表のとおり。

<表>

補修場所	規 格	補 修 内 容	数 量
128号 トイレ	フラッシュバルブ：TOTO TV750(M)型 排水配管径：75A 材質：塩化ビニル鋼管	フラッシュバルブ交換 及び排水配管の詰まり 処置、勾配調整。	一式

※交換に必要な作業および材料は全て含むものとし、規格は同等品以上とする。

4 特記事項

- (1) 各所寸法及び納まりは、施工にあたり現地にて詳細な採寸等を実施すること。
- (2) 補修する排水配管は漏れのないように確実に既設配管へ接続すること。

5 作業写真

作業写真は、使用材料及び作業前・中・後をそれぞれ撮影し、整理して1部を監督官に提出すること。

6 検 査

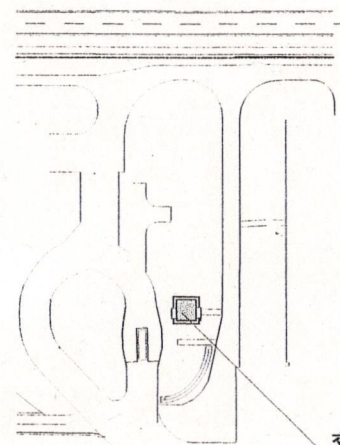
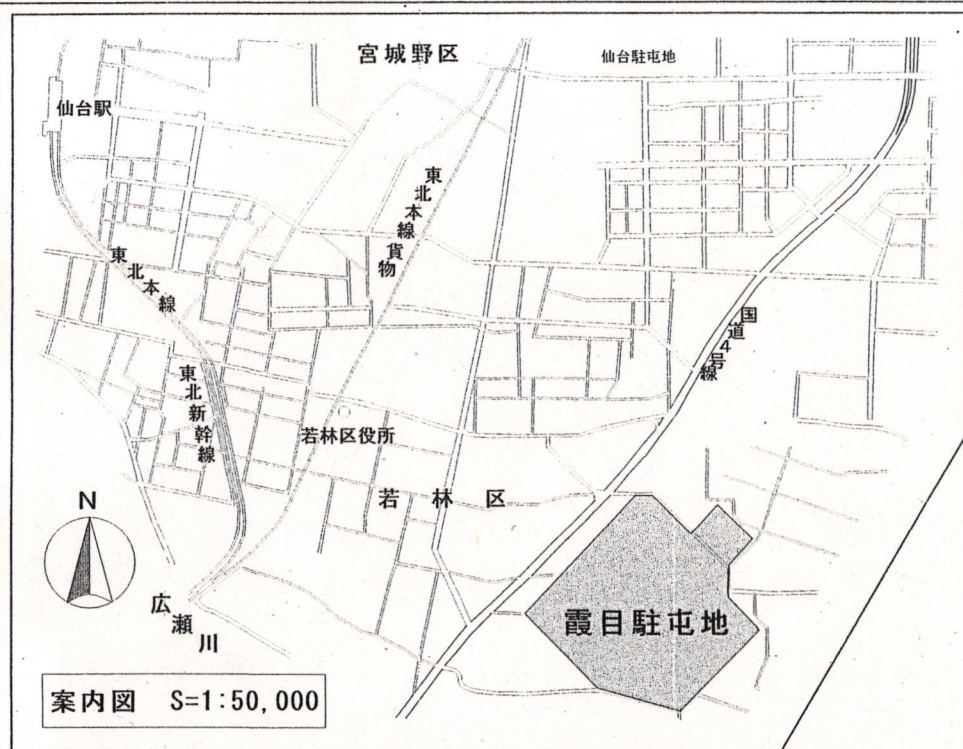
検査は、補修完了後の確認及び書類の点検をもって実施する。

7 提出書類（各1部提出）

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人届
- (3) 工程表
- (4) 材料検査書
- (5) 作業日報
- (6) 完了届
- (7) 発生材調書
- (8) 作業写真
- (9) その他（監督官の指示による。）

8 その他

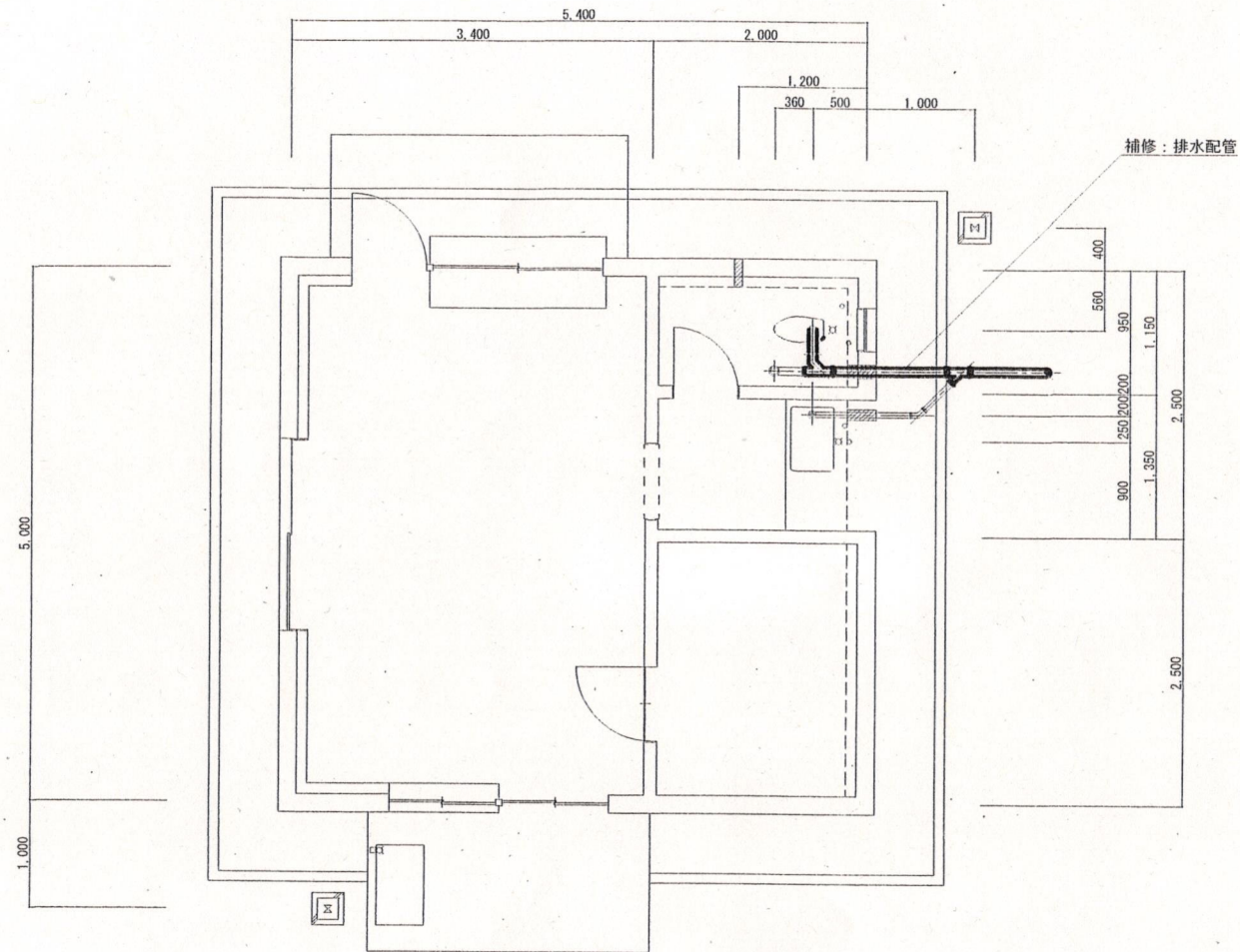
- (1) 作業にあたり、本仕様書によるほか、メーカー仕様及び監督官の指示に基づき実施する。
- (2) 本仕様書に記載及び監督官の指示がなくとも技術的に当然なすべき事項は、積極的に実施する。
- (3) 実施にあたっては、関係する法令、条例及び規則等を遵守する。また、必要ある届出等は、請負者の負担において実施する。
- (4) 使用する資器材等は、全て請負者において準備する。
- (5) 作業における破損修理及び事故における対策等は、全て請負者の責任において実施する。
- (6) 本役務中に、不良箇所及び修理を要する箇所が発見された場合は、別途とする。
- (7) 本仕様書に関し疑義のある場合は、監督官に報告し、指示を受ける。
- (8) 発生材について、監督官の指示する場所に種別ごと整理の上、発生材調書を提出する。



交換場所：128号建物

配置図 S=1:2000

件名	128号建物排水配管補修	図面番号	1/2
図名	案内図・配置図	縮尺	
陸上自衛隊霞目駐屯地業務隊		令和8年6月	



役 務 名 称	128号建物排水配管補修	図面 番号	2 2
図 面 名 称	配管平面図	縮 尺	1/50
陸上自衛隊霞目駐屯地業務隊		令和8年6月	

仕 様 書

仕 様 書 番 号	4 7
仕様書作成年月日	令和8年6月10日
調 達 要 求 番 号	6NM51A00069
担 当 部 隊	霞目駐屯地業務隊管理科
品 名	97号建物排水配管補修
数 量 (単 位)	1 (S T)

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊霞目駐屯地において実施する「97号建物排水配管補修」について適用する。

2 実施場所

仙台市若林区霞目1-1-1 陸上自衛隊霞目駐屯地

3 補修内容

排水配管補修を実施する。なお内容は下表のとおり。

<表>

補修場所	規 格	補 修 内 容	数 量
97号男性トイレ (配管ピット内)	新設 配管径：75A 材質：HI-VP 既設 配管径：75A 材質：塩化ビニル鋼管	排水配管の一部を交換。 (接続材含む)	2.5m程度

※交換に必要な作業および材料は全て含むものとし、規格は同等品以上とする。

4 特記事項

- (1) 各所寸法及び納まりは、施工にあたり現地にて詳細な採寸等を実施すること。
- (2) 補修する排水配管は漏れのないように確実に既設配管へ接続すること。
- (3) 補修作業前にピット内の汚水処理清掃(約22.5㎡分)を含むものとし、安全を確保すること。

5 作業写真

作業写真は、使用材料及び作業前・中・後をそれぞれ撮影し、整理して1部を監督官に提出すること。

6 検 査

検査は、補修完了後の確認及び書類の点検をもって実施する。

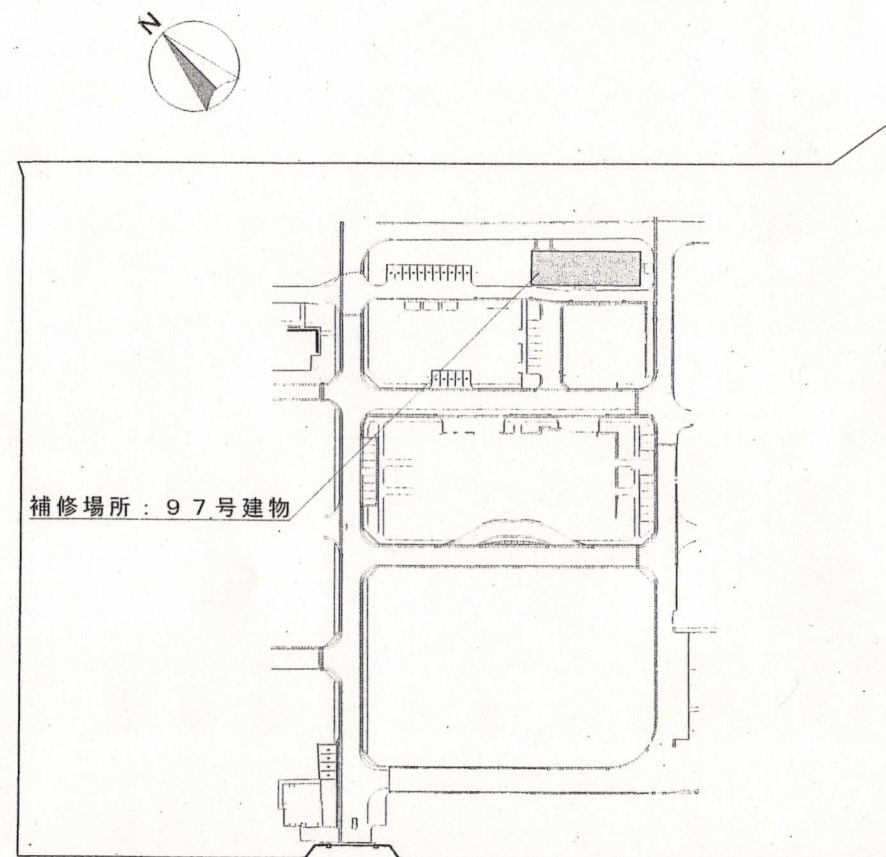
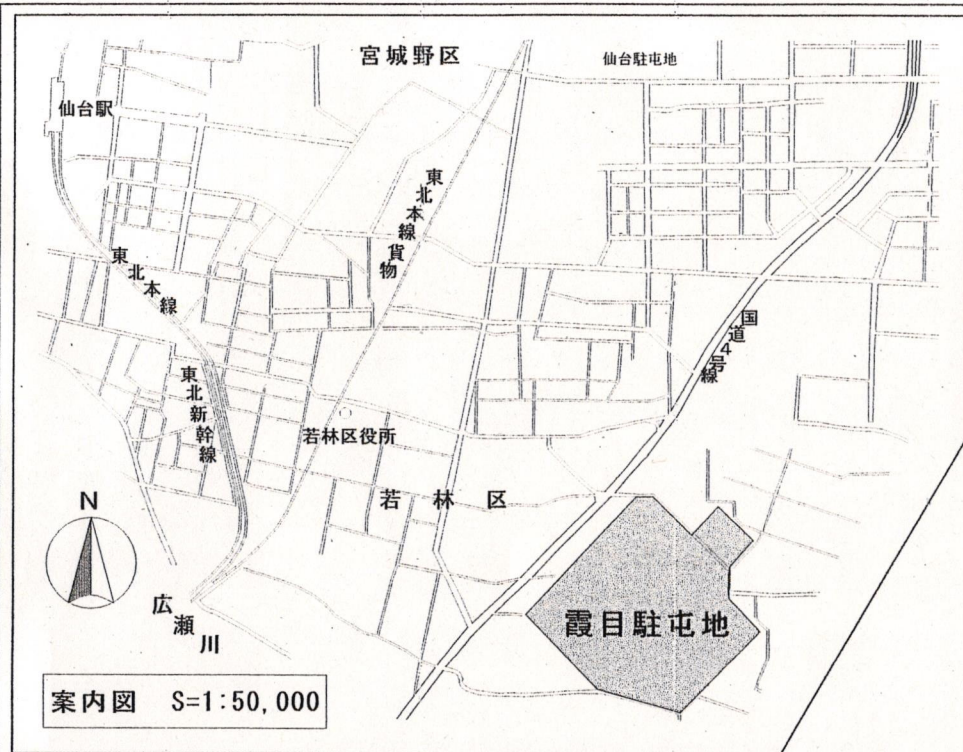
7 提出書類 (各1部提出)

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人届
- (3) 工程表
- (4) 材料検査書
- (5) 作業日報

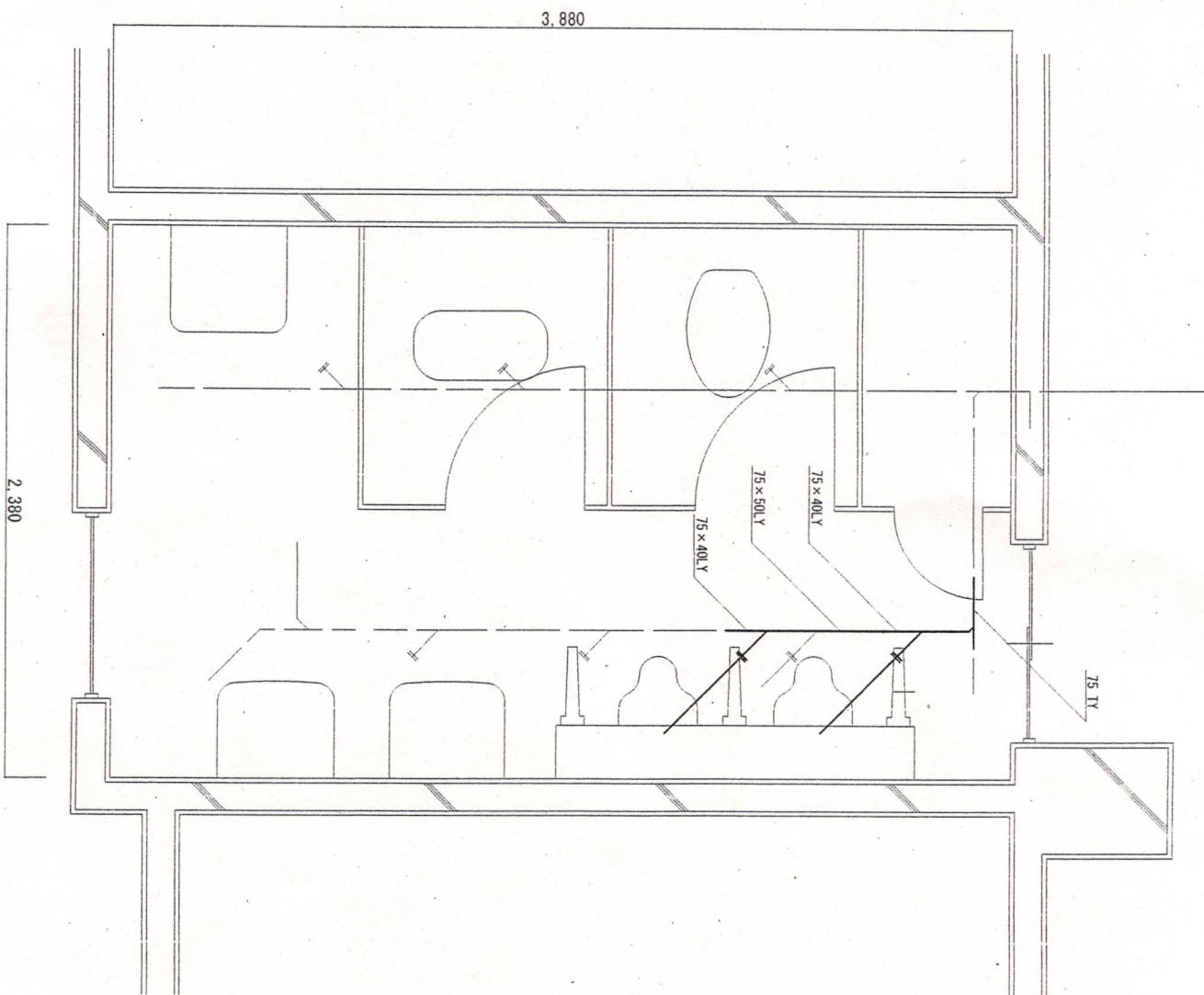
- (6) 完了届
- (7) 発生材調書
- (8) 作業写真
- (9) 産業廃棄物管理票（マニフェストE票写し）
- (10) その他（監督官の指示による。）

8 その他

- (1) 作業にあたり、本仕様書によるほか、メーカー仕様及び監督官の指示に基づき実施する。
- (2) 本仕様書に記載及び監督官の指示がなくとも技術的に当然なすべき事項は、積極的に実施する。
- (3) 実施にあたっては、関係する法令、条例及び規則等を遵守する。また、必要ある届出等は、請負者の負担において実施する。
- (4) 使用する資器材等は、全て請負者において準備する。
- (5) 作業における破損修理及び事故における対策等は、全て請負者の責任において実施する。
- (6) 本役務中に、不良個所及び修理を要する箇所が発見された場合は、別途とする。
- (7) 本仕様書に関し疑義のある場合は、監督官に報告し、指示を受ける。
- (8) 発生材について、監督官の指示する場所に種別ごと整理の上、発生材調書を提出する。



件名	97号建物排水配管補修	図面番号	1/2
図名	案内図・配置図	縮尺	
陸上自衛隊霞目駐屯地業務隊		令和8年6月	



凡例	
—	: 配管交換

役務 名称	図面 名称	図面 番号	縮尺	
			1	2
97号建物排水配管補修	男トイレ排水管図		1/30	
陸上自衛隊直目駅屯地業務隊			令和8年6月	